

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく
株式会社システム・ビット行動計画

株式会社システム・ビットは、男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間
2. 内容

計画1：育児休業を取得予定の従業員に、育児休業中の給付、社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<取組内容>

●2022年4月～

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜労働の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の最新情報の収集。

●2022年10月～

諸規程の再確認と社員への周知

計画2：年次有給休暇取得率を男女含め平均50%以上とする。

<対策>

●2022年4月～

- ・毎年の有給休暇取得実績を事業部責任者へ報告する。
- ・有給休暇取得奨励日を設け、有給休暇の取得を促進する。

●2022年10月～

毎年10月に従業員の有給休暇取得状況を集計し、事業部責任者へ報告する。

●2023年1月～

毎年1月に従業員の有給休暇取得状況を集計し、取得率の低い従業員については事業部責任者へ報告し、有給休暇を計画的に取得させるようにする。